2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第１５回「Ⅴ．統治機構」

2018.08.02.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→集団的自衛権を認めた安保法が戦争放棄の憲法 9 条に違反するか否か、
法→安保法(集団的自衛権・自衛戦争承認)、憲法 9 条(戦争放棄、戦力不保持)、
諸説→戦争放棄、個別的自衛権(自衛戦争)容認、集団的自衛権(自衛戦争)容認

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①憲法 9 条の縛りを解き、地球規模での自衛隊の海外派遣と対米支援を可能にするもの。成立すれば、9 条のもと、海外の紛争から一定の距離をとってきた戦後日本の歩みは大きく変質する。

②集団的自衛権の行使を限定的ながら、容認する。日米同盟と国際連携を強化し、抑止力を高めて、日本の安全をより確実なものにする。自衛隊の国際平和協力活動も拡充する。

2.今回講義：国民主権→基本的人権（自由権→社会権）→平和主義→統治機構(国と地方自治体)

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①本件で、被告は何を行ったのか。

②最高裁は、それに対し、憲法問題や国家賠償法の適用問題につき、どのような態度をとったか。

＊設問：司法消極主義の是非。

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：保育園民営化事件［資料：朝日新聞 2009 年 11 月 27 日付］

＊国会の法律ではないが、地方自治体の条例を違法と言及した事例

2)最高裁判決の事例：内閣総理大臣の靖国神社参拝［資料：朝日新聞 2006 年 6 月 23 日付］

1)事実の概要

2001 年 8 月 13 日に行われた小泉首相の靖国参拝

→「国の機関」の行為か「私的行為」か　　→政教分離原則違反か否か

2)判決

1.東京高判　2005 年 9 月 29 日：私的行為

2.大阪高判　2005 年 9 月 30 日：公的行為、損害賠償は認めず、傍論で違憲

3.最二小判　2006 年 6 月 23 日：確認の利益がなく却下

3)靖国問題判決（［資料］参照）

憲法判断の回避　→　司法消極主義

２．権力分立（立法権・行政権・司法権）

1)三権間の相互関係

1.国会が「国権の最高機関」（41 条）

2.議院内閣制

1.内閣総理大臣は国会議員の中から国会の議決で指名した者を天皇が任命（67 条、6 条）
国務大臣の過半数は国会議員（68 条）
内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う」（66 条）

2.議員による質問・質疑、議員の国政調査権などによる内閣の責任追及
内閣不信任案の可決、信任案の否決で、国会解散か内閣総辞職（69 条）

3.「法の支配」

1.違憲立法審査権（81 条）→司法権の優位

2)国会と立法権

1.制度：衆議院と参議院の両院制（42 条）、選挙による（43 条）、任期（45 条、46 条）

2.「立法」

国民の権利・自由の制限、内容を定める、義務を課す、権利を制限する、は法律による

3.国会中心立法の原則

明治憲法下の緊急勅令や独立命令の排除

現行憲法下の命令は、執行命令と委任命令に限定されている（73 条 6 号）

国会の各議院と最高裁判所に規則制定権限（58 条、77 条）

4.国会単独立法の原則

両議院で可決したときに法律となる

3)内閣と行政権

1.制度：総理大臣・国務大臣（66 条）、合議制（「閣議」）

2.「行政権」→行政控除説

法律を誠実に執行し、国務を総理する

3.内閣：総合的政策決定を行う統轄者　→　法律案を国会に提出

政令制定権、行政各部の指揮監督権，など

4)裁判所と司法権

1.制度：最高裁と下級裁判所（76 条）、特別裁判所の禁止、行政機関が終審として裁判禁止

裁判官の職権行使の独立性と身分保障（78 条、79 条、80 条）、規則制定権（77 条）

→司法府の地位の強化措置

2.「司法権」

国民の司法参加：陪審制（1948 年→1943 年停止）、裁判員制度（実施は来年から）

公開の原則

3.付随的違憲審査制：通常裁判所が、係属した事件に即して憲法判断

cf.抽象的違憲審査制：特別機関（憲法裁判所）が、具体的事件とは別に憲法判断

３．地方自治

1)国家と地方自治

1.政治権力の分割　→　中央政府と地方政府

2.地方公共団体（92 条以下）

普通地方公共団体（都道府県と市町村）

特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団）

cf.「道州制」導入論

3.権能（94 条）

財産管理・事務処理・行政執行（94 条）、組織的・手続き問題は法律で（92 条）

→自治事務・法定受託義務

cf.「機関委任事務」：国の事務を地方機関に委任←首長の罷免権、議会の関与不可

→他方分権一括法により、事務の廃止、国の直接執行、法定受託（戸籍事務、旅券の発行、生活保護、国政選挙など）、自治事務へ移行

2)地方自治のしくみ

1.地方有権者団（日本国民、20 歳以上、引き続き 3 ヶ月以上居住）

→議会・長の選挙、特別法の住民投票（95 条）、直接請求、住民投票

2.地方議会　cf.「選挙権を有する者の総会」も含む

→予算議決、監査請求、「条例」制定権

→「条例」：地方公共団体による自主立法

憲法上の権利を直製制限できる

罰則→罰則委任立法説、罰則自主法説

3.長　　cf.大統領制型

→地方公共団体を統轄し代表、議会の行為に対する拒否権、規則制定権

４．司法消極主義と司法積極主義

1)意味

1.司法消極主義：法律は網羅的であり、国民代表により作成されるため、法律を尊重

2.司法積極主義：司法が積極的に行政・立法に関与

2)法令違憲と適用違憲

1.法令違憲の判例（[資料] 参照）

2.付随的違憲審査制と憲法判断回避の準則

3)評価

1.近年の違憲判決

2.民事裁判における積極判決　e.g.公害訴訟、消費者金融の法定外金利、女性に関する労働事件

4)司法審査のあり方

1.司法消極主義であるべき　理由：国民主権

2.司法積極主義であるべき　理由：憲法規範の優先

[自己点検]

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。

3)自由記述　a)講義に関する質問、b)その他

[課題提出者数]

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26	8/02
保育(71)	71	70	69	69	70	69	68	67	67	65	53	67	64	68	
子供(67)	65	65	66	66	62	60	63	62	62	58	55	61	57	59	

[資料] 小泉参拝に対する違憲訴訟　出典：「靖国神社問題関連資料」(http://www.geocities.jp/social792/yasukuni/index.html)

		参拝は公的か私的か	憲法判断	賠償請求
大阪地裁(一次)	04 年 2 月 27 日(村岡寛裁判長)	公的	－	×
松山地裁	04 年 3 月 16 日(坂倉充信裁判長)	－	－	×
福岡地裁	04 年 4 月 7 日(亀川清長裁判長)	公的	違憲	×
大阪地裁(二次)	04 年 5 月 13 日(吉川慎一裁判長)	私的	－	×
千葉地裁	04 年 11 月 25 日(安藤裕子裁判長)	公的	－	×
那覇地裁	05 年 1 月 28 日(西井和徒裁判長)	－	－	×
東京地裁	05 年 4 月 26 日(柴田寛之裁判長)	－	－	×
大阪高裁(一次)	05 年 7 月 26 日(大出晃之裁判長)	－	－	×
東京高裁	05 年 9 月 29 日(浜野惺裁判長)	私的	－	×
大阪高裁(二次)	05 年 9 月 30 日(大谷正治裁判長)	公的	違憲	×
高松高裁	05 年 10 月 5 日(水野武裁判長)	－	－	×
最高裁	06 年 6 月 23 日			